

令和2年第5回氷川町議会定例会会議録（第1号）

令和2年9月10日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程（第1日目）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

報告第 4号 宮原まちづくり株式会社の経営報告について

報告第 5号 令和元年度氷川町健全化判断比率等の報告について

日程第 5 議案第31号 氷川町税条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第32号 氷川町手数料条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第33号 令和2年度氷川町一般会計補正予算（第7号）について

日程第 8 議案第34号 令和2年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第 9 議案第35号 令和2年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第10 議案第36号 令和2年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第11 議案第37号 令和2年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第12 議案第38号 物品売買契約の締結について

日程第13 議案第39号 和解について

日程第14 認定第 1号 令和元年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 認定第 2号 令和元年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 認定第 3号 令和元年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 認定第 4号 令和元年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第18 認定第 5号 令和元年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第19 同意第 2号 氷川町教育委員会委員の任命について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 西 尾 正 剛	2番 木 下 厚
3番 河 口 涼 一	4番 清 田 一 敏
5番 長 尾 憲二郎	6番 吉 川 義 雄
7番 上 田 俊 孝	8番 三 浦 賢 治
9番 上 田 健 一	10番 松 田 達 之
11番 片 山 裕 治	12番 米 村 洋

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 平 山 早 苗 書 記 小 田 尊 之

6. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 藤 本 一 臣	副 町 長 平 逸 郎
教 育 長 太 田 篤 洋	総 務 課 長 稲 田 和 也
企画財政課長 濤 岡 美智代	税 務 課 長 西 田 美 子
町 民 課 長 尾 村 幸 俊	福 祉 課 長 山 本 昭 義
農業振興課長 増 住 豪 二	農 地 課 長 星 田 達 也
建設下水道課長 野 田 俊 明	地域振興課長 前 崎 誠
会 計 管 理 者 橋 本 智 明	学校教育課長 岩 本 博 美
生涯学習課長 増 永 光 幸	代表監査委員 島 田 博 行

開会 午前１０時００分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和２年第５回氷川町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（米村 洋君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定によって、４番、清田一敏君、５番、長尾憲二郎君を指名します。

-----○-----

日程第２ 会期の決定

○議長（米村 洋君） 日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から９月１８日までの９日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から９月１８日までの９日間とすることを決定しました。

-----○-----

日程第３ 諸般の報告

○議長（米村 洋君） 日程第３、諸般の報告を行います。

例月現金出納検査並びに補助金監査が実施され、その報告書が提出されていますので報告します。なお、報告書は議会事務局に保管してありますので、ご自由に閲覧願います。

次に、令和２年第１回八代広域行政事務組合議会臨時会が開催され、会議録が提出されていますので報告します。なお、この会議録は議会事務局に保管してありますので、ご自由に閲覧願います。

次に、令和２年８月２４日に熊本県町村議会議長会正副議長研修会が熊本市で開催され、副議長が出席しましたので報告します。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第４ 行政報告

報告第４号 宮原まちづくり株式会社の経営報告について

報告第５号 令和元年度氷川町健全化判断比率等の報告について

- 日程第 5 議案第 31 号 氷川町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 32 号 氷川町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 33 号 令和 2 年度氷川町一般会計補正予算（第 7 号）について
- 日程第 8 議案第 34 号 令和 2 年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 9 議案第 35 号 令和 2 年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 10 議案第 36 号 令和 2 年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 11 議案第 37 号 令和 2 年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 12 議案第 38 号 物品売買契約の締結について
- 日程第 13 議案第 39 号 和解について
- 日程第 14 認定第 1 号 令和元年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 15 認定第 2 号 令和元年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 16 認定第 3 号 令和元年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 認定第 4 号 令和元年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 認定第 5 号 令和元年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 同意第 2 号 氷川町教育委員会委員の任命について

○議長（米村 洋君） 日程第 4、報告第 4 号、宮原まちづくり株式会社の経営報告についてから、日程第 19、同意第 2 号、氷川町教育委員会委員の任命についてまでを一括議題とします。

町長の行政報告及び提案理由の説明を求めます。

町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 皆さま、おはようございます。

二十四節気の一つ、白露を過ぎまして、朝夕は秋の気配を感じる頃となりました。議員各位には、日々ご健勝にてご活躍のこととお喜びを申し上げます。

本日は、令和 2 年第 5 回氷川町議会定例会を招集をいたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中にお集り合わせ、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、日頃より町政運営に当たりまして、格段のご理解とご協力を賜

り、おかげをもちして各種事業、施策も概ね順調に進捗をしております、心より感謝とお礼を申し上げます。

過去に経験したことのない規模と称された台風10号の接近を受け、6日12時に避難所4箇所を開設、同日15時30分に避難勧告を発令をし、16時に氷川町災害対策本部を設置するとともに、避難所2箇所を増設をいたしました。ピーク時には747名の避難者を受け入れたところであります。翌日7日10時30分に避難勧告を解除するとともに避難所を閉鎖、被害調査を実施をし同日16時40分に氷川町災害対策本部を解散したところであります。

道路への倒木、農業用ハウスの損壊、梨の落下等発生をいたしましたものの、大規模な災害にはいたらず、安堵したところでございます。今後も台風の襲来が予想されますので、備えを万全にしたいというふうに思っております。

新型コロナウイルスの感染が近隣市をはじめ県内及び国内で拡大をいたしております、大変心配をいたしております。町内での感染確認はありませんが、町民の皆さまへ防災行政無線を活用して新しい生活様式の実践による自分を守り、まわりの人を守る行動を徹底していただくよう注意喚起を行っているところであります。なお、新型コロナウイルス感染症への支援につきましては、国・県の支援に加え、地方創生臨時交付金を活用した町単独の支援策を講じております。その進捗につきましては、それぞれ各常任委員会等においてご確認をいただきたいなというふうに思います。

今回、第4次の支援策を取りまとめましたので、本定例会へ補正予算を提案するものであります。なお、感染拡大予防のため地蔵まつり、敬老会、梨マラソン大会、秋季町民体育祭陸上競技大会、道の駅ウォーキング大会等イベント中止を決定しておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

さて、令和2年度も5カ月を経過をいたしました、主な事業の進捗状況をご報告をいたします。県営の事業であります竜北地区湛水防除事業につきましては、排水機場の基礎部分及び一号幹線導水路西網道地区であります、ネットフェンス設置工事が実施をされます。氷川大堰改修等事業は、左岸側の改修が実施される予定であります。大野交差点改良事業は、道路用地となる竜北公園の法面の掘削及び吉野川の改修工事が実施をされます。併せまして、現在本山地区の道路改良も並行して行われているところであります。

野津防災公園整備事業はグラウンド及び駐車場整備をはじめ、トイレ、倉庫、遊具、水道電気工事を実施をし、来年4月供用開始を目指しております。

宮原防災公園整備事業は、敷地造成工事を行います。昨夜、地元説明会を行っております、できるだけ早く完成をさせてくれという要望を受けたところであります。

す。

網道防災公園整備事業につきましては、9,266平米の用地を取得をいたしました。網道公園につきましては今、ひろぎの浚渫が県のほうで行われておりまして、その排土を活用したいということで、そこに置くことになります。従いまして、ひろぎの浚渫あるいは下池の浚渫の状況を見た上で、そのあと整備という運びになるかというふうに思っております。

不知火干拓再整備事業は、熊本県によります基礎調査が実施をされましたので、受益農家への概要説明の上、今後の方針を決定していきたいというふうに思います。

多面的機能支払交付金事業は本年度3地区増加をし、30地区で取組が行われておりまして、地区内の環境の整備あるいは営農環境の改善に役立っているところであります。

防災マップ、ハザードマップの更新作業を今現在行っております。

住宅政策の目的で氷川警察署跡地を取得をいたしましたので、PFI事業活用による整備の可能性を模索をしてみたいと思います。

下水道宮原処理区の八代北部流域下水道への編入事業は、宮原中継ポンプ場及び宮原流域幹線管渠工事を実施をしてみたいと思います。

竜北東小学校体育館天井及び低学年棟の改修工事を現在行っているところであります。竜北西部小学校学童保育所整備事業につきましては、校門の西側に4,045平米の建設用地を取得するとともに、造成設計に着手をいたしました。

企業誘致関連では、宇城氷川スマートインター隣接地に用地を取得されております火の国食品工業株式会社が、年内には新工場建設に着手をされる予定であります。

ゴミの減量化宣言から1年8カ月が経過をし、町民の皆さまのご協力によりまして少しずつ減量化が進んでおりますが、3年半後の八代市との共同処理を行うためには更なる減量化が必要でありますので、生ゴミの減量化と資源ゴミの分別収集へのご協力を更にお願いをしてみたいというふうに思っております

下水道竜北処理区の接続率が67%であります。普及率の向上に向け未接続世帯への促進をお願いするとともに、下水道特別会計の適正な財政運営を目指した改善が必要というふうに考えております。

以上、令和2年度の主要事業の進捗状況でございました。

さて、本定例会に提案をいたしておりますのは、報告2件、条例の一部改正及びその他4件、令和2年度一般会計及び特別会計補正予算5件、令和元年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定5件、同意1件でございます。報告第4号は宮原まちづくり株式会社の経営報告について、報告第5号は令和元年度氷川町財政健全化判断比率等の報告でございます。

このあと、担当課長より報告をさせます。議案第31号は新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の施策を講じるため、地方税法等の一部改正に伴い、氷川町税条例の一部を改正するものであります。

議案第32号は個人番号の通知カードに関わる法律の一部改正に伴い、氷川町手数料条例の一部を改正するものであります。

議案第33号は、令和2年度氷川町一般会計補正予算（第7号）でありまして、歳入歳出それぞれ4億1,030万1,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ84億5,113万9,000円とするものでございます。歳入の主な項目は地方交付税、国庫支出金、繰越金及び町債で、歳出の主な事業内容は新型コロナウイルス感染症対策費、産地生産基盤パワーアップ事業費、道路維持改善改良費、地区要望対応事業費及び財政調整基金積立金であります。

議案第34号は、令和2年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ463万2,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ20億1,600万1,000円とするものでございます。歳入の主な項目は国民健康保険税の減額及び国庫支出金の増額で、歳出の主な事業内容は納付金の減額及び還付金であります。

議案第35号は、令和2年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ7,607万円を追加し、歳入歳出総額それぞれ19億1,623万3,000円とするものでありまして、歳入の主なものは繰越金、歳出の主な内容は償還金及び還付加算金並びに基金積立金でございます。

議案第36号は、令和2年度氷川町下水道特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ638万8,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ6億5,353万3,000円とするものでありまして、歳入は国庫支出金及び町債、歳出の内容は工事設計委託料でございます。

議案第37号は、令和2年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ121万1,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ1億7,996万4,000円とするものでありまして、歳入は受託事業の収入、歳出の内容は健康保持事業費としておりますが、内容につきましては詳細は担当課長より説明を申し上げます。

議案第38号は物品売買契約の締結について、氷川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第39号は、町が当事者となる不正利益返還請求控訴事件に関し福岡高等裁判所の和解勧告に応じるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、

議会の議決を求めるものでございます。

認定第1号から認定第5号までは、令和元年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定につきまして、監査委員の意見書及び主要な施策の成果に関する調書を添付をし、認定に付すものでございます。

同意第2号は、氷川町教育委員会委員の任命について議会の同意を求めるものであります。

以上、簡単に説明を申し上げましたが、具体的内容につきましては担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、円満なご決定とご承認をいただきますようお願い申し上げまして、議会招集挨拶及び提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（米村 洋君） これから、報告第4号から順次詳細説明を求めます。

地域振興課長、前崎誠君。

○地域振興課長（前崎 誠君） 報告第4号、宮原まちづくり株式会社の経営報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告いたします。

報告にあたりましては、4ページまでは令和元年度の事業計画であります。報告規定では、地方自治法施行令第173条に毎事業年度の事業計画及び決算に関する書類という規定になっています。そのことから、当初の計画と見比べながら口頭での事業実績報告という形になります。予めご了承ください。

資料の2ページをご覧ください。活動事業の①のイベント事業ですが、既存のイベント、地蔵まつりなどは観光物産協会及び商工会との連携を密にして、お互いの相乗効果が得られるような取組をいたしました。特に今期においては氷川町観光物産協会主催の地蔵まつりにおいて、協賛金の協力を行いました。また、当社主催で初めて開催しました竹あかり籠を利用した「ひかわあかり展」では、商工会青年部と協力し準備と当日の運営を行いました。2日間の開催で1,200名の来場があり、幻想的な景色を来場者に楽しんでいただき、来場者から次の開催の要望があるなど大きな賑わいを見せました。また、表の間を利用した作品展を8回実施し、そのうち2回は各展示の相乗効果を狙い共同開催としました。その他、ものづくり体験講座を6回実施しました。新型コロナウイルス感染症の影響により、3月から5月までの間に予定していました4件の展示会を中止しており、その期間の来場者数は前期と比べて約930名減少しています。今期で第18回目を迎えた「ひな祭り展」は、表の間、居間を利用してお城と五重塔とコラボレーションをし、オリピックを意識したデザインで展示を実施しました。また、実施にあたっては、感染症対策に十分配慮を行いました。今期も町内外の保育園や福祉施設等からリピーターも含め、たくさんの方に来場をいただいておりますが、感染症の影響を受け昨年

の来場者数 8,556 名に対し今期の来場者数は 2,155 名となり、前期と比べ 6,401 名減少いたしました。開催期間中は、昨年好評でありましたひな祭り限定メニュー「さくらセット」と「ひな祭りセット」の販売を行い、合わせて 347 セットの注文がありました。感染症の影響により、販売数は前期と比べ約 120 セット減少しております。その他に恒例となりました「わらしべ市」を年末の帰省時期を考慮し 12 月 21 日に開催し、多くの来場者を呼び込み、物産販売を通じ中心市街地の活性化を図りました。

資料 3 ページになります。②のエコショップ運営事業は、EM 発酵液の利用者は固定化しておりますが、利用者の新規拡大を目指して普及活動に努めました。利用者につきましては、環境学習の一環として町内全小中学校のほか、八代市、芦北町、水俣市などの町外の小学校においても少しずつ普及してきています。また、氷川町内の子ども会や老人を含む地域団体と一緒に EM 団子をつくり、川に流す活動をしています。その成果として川が綺麗になり、多くの生物の生息が見られるようになりました。環境問題を踏まえ、農家での使用も見受けられるなど、少しずつ定着しています。

③中心市街地まちづくり応援団助成事業につきましては、恒例となりました氷川公園のイルミネーション事業では NHK 番組「チョコちゃんに叱られる」の人気キャラクターのチョコちゃんがデザインされました。また、公園内の樹木にも美しいイルミネーションが飾られるなど、通る人の目を和ませ、中心市街地のにぎわいに貢献できたと思います。

④の請負委託事業は、平成 22 年 4 月より八代生活環境事務組合クリーンセンター内の不燃物処理業務を請負契約で行っており、5 名の従業員で業務を行いました。また、平成 27 年 10 月 1 日にオープンした氷川町出身でプロ野球で活躍された秋山幸二ギャラリーも管理業務を受託し、これまで延べ 2 万 1,000 人ほどの来訪者がありました。喫茶、物産販売事業は喫茶や町特産品を含めた物産販売を行い、来館者が楽しみ交流する場を提供するとともに、町特産品の PR につながっています。喫茶売上は約 6 万 6,000 円、物販販売は約 1 万 3,400 円であり、あわせまして前年より約 1 万 3 千円の減少となりました。

次に当期の収支について報告します。7 ページになります。損益計算書で説明させていただきます。右側上の数字をご覧ください。営業収支は 2,483 万 5,238 円で前期に比べ約 9 万 9,000 円の減額となりました。一方、営業費用は売上原価が 1 万 5,937 円 69 銭、販売費及び一般管理費が右側下の数字で 2,266 万 4,019 円となり、これをあわせまして 2,425 万 7,788 円、これは前期に比べますと約 2 万 4 千円の減額になります。これは請負業務で八代生活環境事務組

合の委託料の減額が主なものであります。

一番上の営業収支から営業費用を引きました５７万７,４５０円、これは前期と比較しますと約７２万円の減額となります。この営業利益５７万７,４５０円に営業外収益を加えた税引き前の当期純利益は、下から３行目になります。６２万５,１８０円となります。

収支の主なものとしまして、１０ページをご覧いただきたいと思います。第１８期まちづくり株式会社の収支決算書を付けております。上から喫茶や物産販売等の売上で約２０２万円、まちづくり酒屋管理委託料で４３３万４,０００円、秋山幸二ギャラリー管理委託料の約７９万円、クリーンセンターの請負業務委託料の１,６４５万円となっております。支出の主なものは、社員の人件費で福利厚生費、通勤手当も合計しますと約１,８５４万円、物産等の仕入れが約１５９万円となっております。

前の８ページをご覧ください。株主資本等変動計算書です。この右側から３列目、利益剰余金の合計欄ですが、一段目が当期首残高で８３２万２,７７７円、その２つ下、当期純利益が６２万５,１８０円、これを加えまして一番下ですが合計が８９４万７,９５７円となっております。

以上、令和元年度宮原まちづくり株式会社の経営報告にかえさせていただきます。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、濤岡美智代さん。

○企画財政課長（濤岡美智代さん） 報告第５号、令和元年度氷川町健全化判断比率等の報告について、ご説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、令和元年度氷川町健全化判断比率等について、別紙のとおり報告いたします。

次のページをお開きください。令和元年度氷川町健全化判断比率等の数値を記載しております。本報告は、町の財政状況を国が示す統一的な指標で明らかにでき、財政の健全化や再生が必要な場合に、迅速な対応が取られるように、関係書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告するものでございます。早期健全化基準とは、市町村の財政規模に応じて政令で定められた基準でありまして、これを超えた場合は自主的な改善努力による財政健全化を図るため、財政健全化計画の策定や外部監査が義務づけられています。氷川町の比率であります、実質赤字及び連結実質赤字がなかったことから、ハイフンで表示をいたしております。

次に実質公債費比率については５．９％でありまして、前年の５．２％から０．７％増加しておりますが、早期健全化基準の範囲内です。増加の主な要因といたしましては、防災無線デジタル化事業に係る緊急防災減災事業債及び役場駐車

場、多目的駐車場の整備事業などの合併特例債の起債が償還開始により償還額が増加したことによるものでございます。

将来負担比率については、39.8%です。これは借入金残高のほか、将来負担すべき実質的な負債にあたる額の標準財政規模に対する割合ですが、前年より9.4%増加しているものの、早期健全化基準を大きく下回っております。増加の主な要因といたしましては、緊急防災減災事業債及び合併特例債の残高の増加によるものでございます。

次に令和元年度氷川町資金不足比率であります、下水道事業会計で資金不足がなかったためハイフンで表示をいたしております。

以上で、報告第5号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 税務課長、西田美子さん。

○税務課長（西田美子さん） 議案第31号、氷川町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第31号の主な改正内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により納税することが困難な事業者に対して、1年間徴収を猶予できる特例を設けるもの。同じく、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小企業者に対して、固定資産税の特例措置を設けるもの。厳しい経営環境にある中小企業者に対して、令和3年度に限り償却資産等の固定資産税を軽減するもの。軽自動車税の環境性能割の特例措置を延長するものなどでございます。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、条例の一部を改正する必要があるためでございます。

以上で、議案第31号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 議案第32号、氷川町手数料条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、個人番号の通知カードがマイナンバーカードへ移行し、法改正により令和2年5月25日に廃止され、再交付を行わなくなったことに伴い再交付手数料に関する規定を削除するため、一部改正するものでございます。

この条例は公布の日から施行し、廃止された令和2年5月25日からの適用とい

たします。

これで、議案第32号、氷川町手数料条例の一部を改正する条例について説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、濤岡美智代さん。

○企画財政課長（濤岡美智代さん） 議案第33号、令和2年度氷川町一般会計補正予算（第7号）について、ご説明いたします。

令和2年度氷川町一般会計補正予算（第7号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億1,030万1,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ84億5,113万9,000円とするものでございます。

5ページをご覧ください。第2表、債務負担行為の補正でございます。5つの施設管理業務委託料でございます。期間は全て令和5年度まで、それぞれの債務負担行為の限度額です。

6ページをご覧ください。第3表、地方債補正でございます。限度額の変更です。総務債を1億2,528万7,000円へ、土木債を1億9,490万円へ変更するものです。

歳出の主なものについて、ご説明いたします。13ページをご覧ください。10款、総務費、5項、総務管理費、10目、財産管理費、10節、需用費の修繕料、新型コロナウイルス感染症対策128万円は、役場庁舎の水道蛇口をレバー式及び自動水洗へ改修するものでございます。感染防止対策のもので、役場以外の町内公共施設でも衛生環境を改善するために、水道蛇口のレバー式化及びトイレ手洗いの自動水洗化への改修費用として、施設ごとに計上しております。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しての事業でございます。

13目、振興局費、次のページになります。17節、備品購入費は地域振興課で使用している軽ワゴン車が故障し、登録から19年を経過しているため、軽自動車を買替えるための計上でございます。

15目、企画費、12節、委託料のホームページ作成管理システム改修業務委託料497万7,000円は、町のホームページをスマートフォン対応に改修するものです。スマートフォンでの閲覧が多くなり利用者の利便性の向上とともに、新型コロナウイルス感染症に関する情報を含め情報発信の強化を図るため、地方創生臨時交付金を活用して行うものです。

15ページをご覧ください。50目、財政調整基金費、24節、積立金、1億5,

０００万円につきましては、地方財政法第７条第１項によります令和元年度歳計剰余金の積立金でございます。歳計剰余金の２分の１を下らない額を翌々年度までに積み立てることと規定されておりますので、今回計上するものです。

１５項、５目、戸籍住民基本台帳費、１２節、委託料の住民基本台帳システム改修委託料及び戸籍附票システム改修委託料は、マイナンバーカードの利用拡大に向けシステム改修するもので、国外転出者が帰国後も同じマイナンバーカードを利用できるようにするものでございます。

１７ページをご覧ください。１５款、民生費、５項、社会福祉費、１０目、高齢者福祉費の各節の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、敬老会が中止となったため、関連する予算の減額でございます。また、１０節、需用費、消耗品費、１４０万３,０００円及び印刷製本費２５万５,０００円、次のページになります１１節、役務費の郵便料１６６万６,０００円は、新型コロナウイルス感染症の感染で重症化のリスクが高いとされる高齢者に対しての支援として、感染予防啓発の冊子及び物品を７５歳以上の住民を対象に配付するための費用でございます。

２０ページをご覧ください。２０款、衛生費、５項、保健衛生費、１０目、予防費、１２節、委託料は役場などから新型コロナウイルス感染者が発生した際、施設の消毒を専門業者へ委託するものです。

次の１８節、負担金補助及び交付金５０万円は、町内の店舗などの事業所から感染者が発生または感染者が立ち寄った場合に行った消毒作業の費用を助成するものです。

２１ページをご覧ください。２５款、農林水産業費、５項、農業費、１０目、農業振興費、１２節、委託料、６７６万６,０００円は、農産物ＰＲ販売促進業務委託料で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた氷川産農産物のＰＲのためのテレビＣＭや販売促進を図るため、販売フェアへの参加に要する費用などを計上するものです。

１８節、負担金補助及び交付金の産地生産基盤パワーアップ事業補助金１,５６７万７,０００円は、国の産地生産基盤パワーアップ事業補助金を活用し、高収益な作物栽培体制への転換を図る取組に必要な機械の導入経費の一部を支援するもので、若洲ブロッコリー生産組合からの申請により計上するものです。財源は全額県補助金でございます。農業収入安定化事業費補助金、６６１万７,０００円は、新型コロナウイルス感染症により農林水産業の経営に影響が出ていることから、収入保険の保険料の一部を補助することで、経営の安定及び事業の継続を支援するものでございます。

25目、農地費、10節、需用費の修繕料235万円は、7月の豪雨時に排水機場の運転が例年以上に行われており、氷川排水機場において機器の故障などが発生しております。早急に修繕する必要がある、計上するものです。また、農道の被害もありますので、あわせて修繕料を計上いたしております。

22ページをお願いいたします。30款、5項、商工費、10目、商工業振興費、23ページになります。18節、負担金補助及び交付金の新型コロナウイルス感染症対策商工業事業所予防対策応援金は、感染予防対策のための店舗リフォーム及び機械器具などの整備に要する費用を補助するもので、2,500万円を計上しています。また、新型コロナウイルス感染症感染予防対策器具購入助成金は、住民が町内事業所から購入する空気清浄器などの感染予防対策器具の購入費用に対して補助するもので、2,400万円の計上でございます。

24ページをご覧ください。35款、土木費、5項、土木管理費、5目、土木総務費、12節、委託料は道路台帳作成更新業務委託料で、令和元年度工事分について台帳の更新を行うものです。

10項、道路橋梁費、10目、道路維持修繕費、10節、需用費につきましては、町道の修繕料でございます。7月の豪雨被害により修繕が多く、今後の緊急対応に不足が見込まれるため計上するものです。

15項、道路新設改良費、14節、工事請負費につきましては、地区要望でありました町道中網道北鹿野1号線及び町道河原鹿島西網道線の工事でございます。

25ページをご覧ください。15項、河川費、5目、河川総務費、10節、需用費につきましては、7月豪雨の被害を受けた本山地区及び中大野地区の水路修繕料でございます。

40款、5項、消防費、10目、非常備消防費の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった県の操法大会に関連する費用を減額するものでございます。

26ページをご覧ください。25目、災害対策費、10節、需用費の消耗品費は災害備蓄品として段ボールベッドやアルミマットなどの購入費用でございます。

27ページをご覧ください。45款、教育費、10項、小学校費、15目、学校事務センター費、10節、需用費及び17節、備品購入費は新型コロナウイルス感染症の影響による学校における感染防止のために、小学校3校で必要な物品の購入費でございます。国の学校保健特別対策事業費補助金及び地方創生臨時交付金を活用するものです。また、備品購入費にはタブレット511台が含まれております。児童ひとり1台端末の整備を行い、国が進めている新たな時代に相応しい教育の実現を図るものです。

続きまして、歳入の主なものをご説明いたします。9ページをご覧ください。40款、5項、5目、5節、地方特例交付金及び45款、5項、5目、地方交付税、5節、普通交付税は交付決定通知により補正するものでございます。

65款、国庫支出金、10項、国庫補助金、5目、総務費国庫補助金、5節、総務費補助金の主なものは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、1億3,965万2,000円でございます。国の第一次及び第二次補正予算の交付限度額合計が3億1,106万4,000円でありました。補正6号までに1億7,141万2,000円を計上しておりますので、限度額までの交付金を計上するものでございます。

11ページをご覧ください。99款、5項、町債、5目、総務債、10節、臨時財政対策債、328万7,000円は交付税の算定結果に基づき補正するものです。20目、土木債、15節、合併特例債、6,100万円は道路新設改良事業に充当するものでございます。

30ページからの給与費明細書及び33ページの地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書につきましてはご覧いただきたいと存じます。新型コロナウイルス感染症支援事業の詳細につきましては、農業振興課及び地域振興課からご説明いたします。

以上で、議案第33号、令和2年度氷川町一般会計補正予算（第7号）の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 農業振興課長、増住豪二君。

○農業振興課長（増住豪二君） それでは、新型コロナウイルス感染症対策事業について説明いたします。

補正予算書21ページをお願いします。25款、農林水産業費、5項、農業費、10目、農業振興費、12節、委託料、農産物PR販売促進業務委託料についてご説明いたします。本事業は新型コロナウイルス感染症の拡大により影響のあった農産物のPRと販売促進を図ることで、生産者の生産意欲を高めるとともに農産物のPRに加え特産品観光スポットも併せてPRすることで町全体を盛り上げていくことを目的としています。まず、農産物のPR広告宣伝としましてテレビを中心としたPR活動になります。テレビのスポットCMまた特別番組の制作放映も予定しております。この特別番組につきましては、氷川町の若手生産者の農業への思い、農作物への思いをドキュメンタリー形式で紹介するものです。いずれも、農産物だけではなく、特産品、観光スポットも含め広く氷川町全体をPRしていきたいと思っております。

次に、特産品販売フェアの開催です。積極的に販売フェアを開催しまして、氷川

産農産物を広くPRし、併せて販売促進を図るものでございます。

次に氷川産ブランド品告知用宣伝素材の作成です。氷川ブランドの吉野梨、晩白柚、和鹿島イチゴなど特産品に特化した宣伝素材を作成することによりまして、効果的な販売促進を図るものでございます。以上、農産物PR販売促進業務委託料の概要について、説明を終わります。

続きまして、同10目、農業振興費、18節でございます。農業収入安定化事業費補助金についてご説明いたします。新型コロナウイルス感染症の拡大により、農業経営に影響のあった農業者に対し、収入保険の保険料の一部を補助することで、経営の安定及び事業の継続を支援するものでございます。現行制度に適用しています熊本県農業共済組合が行う共済事業に新たに収入保険制度を拡充し、補助してまいります。収入保険制度は、自然災害による収入減少に加え、市場価格の低下など農業者の経営努力では避けられない様々な収入減少に対応いたします。今般の新型コロナウイルス感染症の拡大による影響といった、不測の収入減少も補償の対象になります。また、収入保険制度への加入要件としまして、青色申告を行っていること、農業共済、ならし共済、野菜価格安定制度など類似制度との重複加入ができないなどの一部制限があります。補助率としましては、現行制度と同様、掛け金、共済掛け金、掛け捨て部分になりますが、共済掛け金の2分の1以内としています。

以上、農業収入安定化事業補助金について、説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、前崎誠君。

○地域振興課長（前崎 誠君） 予算書の23ページをご覧ください。30款、商工費、5項、商工費、18節、負担金補助及び交付金であります。事業名として新型コロナウイルス感染症対策商工事業所予防対策応援金事業ですが、制度の概要としましては、氷川町新型コロナウイルス感染症対策商工業事業所予防対策応援金は、事業者においてサービスを受ける人が密集または一定期間以上滞在する店舗等において、安全に事業を継続していくために、3つの密を避けるための新型コロナウイルス感染予防対策として実施する店舗のリフォームなど及び機械器具の整備に要する費用の9割、補助上限25万円を補助する制度であります。

対象となる店舗は氷川町内に店舗を有し、事業所を営む施設です。例としては飲食店、小売業、理美容店、整体マッサージ、エステサロン、学習塾、その他学習支援施設等で感染症対策に必要な施設となります。店舗リフォーム等につきましては、パーテーションや換気扇の設置、店舗等の改装、営業形態の拡大、ネット販売やテイクアウト方法の開始とか、ホームページの開設も含めております。そのまた予防のための消毒作業なども含めております。機械器具ですが、エアコンで換気機能付きの設置、空気清浄器、除菌機能付きの空気清浄器、オゾン脱臭器、オゾン発生

器等の送風機能の費用が対象となります。店舗リフォームの応援金は、25万円の50件、1,250万円、機械器具等の整備応援金は25万円の50件、1,250万円。合計の2,500万円を計上しております。

その下の新型コロナウイルス感染症予防対策器具購入助成金ですが、制度の概要としましては氷川町新型コロナウイルス感染症予防対策器具購入助成金は、新型コロナウイルス感染症の予防の一環で、住民が住宅の居室内の換気の補助機能として空気清浄器等を町内の店舗等で購入する費用の8割、助成上限額は12万円を助成する制度であります。住民の感染症予防対策支援並びに町内の店舗等で購入していただくことで、町内事業者を下支えする経済対策支援制度となります。

内容としましては、町内の店舗から器具等を購入していただきますが、が対象になりますが、空気清浄器、除菌機能付きの空気清浄器、オゾン脱臭機、オゾン発生器具、次亜塩素酸空気除菌脱臭器具や加湿器なども対象になります。個人購入者からの申請また委任払いも併用していきます。予防対策器具購入助成金としまして、12万円の200件、2,400万円を計上しております。

以上で、終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 議案第34号、令和2年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

令和2年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ463万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億1,600万1,000円とするものです。

9ページをお願いいたします。歳出の主なものをご説明いたします。45款、諸支出金、5項、償還金及び還付加算金、5目、一般被保険者保険税還付金、22節、償還金利子及び割引料の463万2,000円は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対し、保険税の減免を行うものでございます。何件の申請があるか分かりませんが、100件、税額で約2,564万円の減免申請と仮定した場合の令和元年度の過年度分、約18%相当を一般被保険者保険税減免還付金として計上いたしました。これらの減免措置は全て交付金等で賄われます。

また、8ページの財源組替えにつきましては、歳入で申し上げます減免に係る現年度分の組替えでございます。

次に歳入の主なものをご説明いたします。

6 ページをお願いいたします。5 款、5 項、国民健康保険税、5 目、一般被保険者国民健康保険税の 5 節、7 節、10 節の 1,468 万 6,000 円、438 万 4,000 円、194 万 2,000 円は歳出でご説明いたしました減免に係る現年度課税分に対する予算の減額でございます。15 款、国庫支出金、10 項、国庫補助金、25 目、5 節、災害臨時特例補助金 1,538 万 4,000 円、及び 25 款、県支出金、10 項、県補助金、15 目、保険給付金等交付金、10 節、特別交付金 1,026 万円は歳出にありましたこれまでの保険税減免に対する国からの財政支援でございます。

これで議案第 34 号、令和 2 年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、山本昭義君。

○福祉課長（山本昭義君） 議案第 35 号、令和 2 年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

令和 2 年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いします。歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 7,607 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19 億 1,623 万 3,000 円とするものです。

4 ページをお願いします。第 2 表、債務負担行為の補正です。氷川町通所型サービス事業業務委託限度額、3,369 万 6,000 円。氷川町一般介護予防事業業務委託限度額、1,313 万 1,000 円。期間は両業務委託とも令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間となります。今年度中に委託業者を選定し、来年 4 月から事業を開始できるように準備するものでございます。

次の 5 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の 1、総括歳入をご確認願います。5 款、保険料から 40 款、繰入金までは、歳出の総務費及び保険給付費をそれぞれの負担割合に基づき算定し、計上しております。45 款、繰越金 7,303 万 2,000 円は、歳出の積立金及び返還金分となっております。

次に、主な歳出をご説明いたします。

10 ページをお願いいたします。10 款、保険給付費、23 項、5 目、高額医療合算介護サービス等費、18 節、負担金補助及び交付金 300 万円は、医療保険利用と介護保険利用の 1 年間の合計自己負担額が一定額を超えたときに支給するもので、申請額に対し不足が生じるため増額するものです。25 款、5 項、基金積立金、5 目、介護給付費準備基金積立金、24 節、積立金に 3,000 万円を計上しております。35 款、諸支出金、5 項、償還金及び還付加算金、10 目、償還金、22

節、償還金利子及び割引料 3,354 万 2,000 円は、国、県支払基金への返還分で、27 節、繰出金 948 万 6,000 円は、氷川町一般会計へ返還するものです。令和元年度介護保険特別会計予算の事業実績により確定したものととなります。

12 ページ以降、給与明細書につきましては、説明を省略させていただきますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

以上で、議案第 35 号、令和 2 年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についての説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、野田俊明君。

○建設下水道課長（野田俊明君） 議案第 36 号、令和 2 年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明いたします。

令和 2 年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

補正予算書を開けていただきまして 1 ページをご覧ください。第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 638 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 5,353 万 3,000 円とする補正でございます。

歳出から説明いたします。8 ページをご覧ください。5 款、5 項、公共下水道事業費、10 目、公共下水道維持費、12 節、委託料ですが、公共下水道改築更新工事設計委託料 1,000 万円であります。昨年度、ストックマネジメント計画により、宮原処理区で管路調査を行った結果、緊急度が高い 363 メートルにおいて改築更新のための工事設計を行うものであります。これは、管路の老朽化の是正はもちろんのこと、八代北部流域下水道への編入を前にした不明水対策も目的としており、早急に対応する必要があるためのものです。

次に同じく 14 節、工事請負費ですが、氷川町公共下水道管路改築更新修繕工事 361 万 2,000 円の減額です。これは、工事費を減額して、先ほど説明いたしました公共下水道改築更新工事設計委託料として支出するためのもので、交付金の有効活用を図るものです。

続いて、歳入の説明に入ります。7 ページをご覧ください。15 款、国庫支出金、5 項、国庫補助金、5 目 5 節、下水道補助金は社会資本整備総合交付金 319 万 4,000 円を増額するものです。これは、歳出でご説明しました減額分とあわせて、公共下水道改築更新工事設計委託料として支出するためのものです。

次に 35 款、5 項、町債、5 目 5 節、下水道債、320 万円の増額は、先ほどと同じく公共下水道改築更新工事設計委託料の補助裏として充当するものです。

最後に 4 ページをご覧ください。第 2 表、地方債補正でございます。限度額の変

更です。下水道債を２億５０万円に変更するものです。

以上で、議案第３６号令和２年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第１号）についての説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 議案第３７号、令和２年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、ご説明いたします。

令和２年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

１ページをお願いいたします。第１条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１２１万１,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億７,９９６万４,０００円とするものです。

７ページをお願いいたします。歳出の主なものをご説明いたします。１５款、保健事業費、５項、健康保持増進事業費、１０目、健康増進事業費、１節、報酬の８５万３,０００円は高齢者の健康課題解決に向けて、国から令和６年度までに取り組むよう示されました国費１０割の高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に係る職員報酬でございます。また、同様に３節、職員期末手当１２万４,０００円、４節、共済費、８節、旅費も計上させていただきました。

次に歳入の主なものをご説明いたします。６ページをお願いいたします。３０款、諸収入、２０項、受託事業収入、５目、後期高齢者医療広域連合受託事業収入、５節、健康事業収入、１１７万９,０００円は歳出でご説明いたしました高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の受託収入でございます。

これで、議案第３７号、令和２年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、濤岡美智代さん。

○企画財政課長（濤岡美智代さん） 議案第３８号、物品売買契約の締結についてご説明いたします。

消防用積載車について売買契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

物件名及び数量 消防用小型動力ポンプ積載車 ７台

契約金額 ３,２４５万８,１４０円

契約の相手方 熊本市中央区菅原町１番２５号

三輝物産株式会社 代表取締役 西銘生治様

でございます。

提案理由といたしましては、本件の物品売買契約の締結については、氷川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規程により、議会の議決が必要ですので提案するものでございます。

これで、議案第38号について説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、山本昭義君。

○福祉課長（山本昭義君） 議案第39号、和解について説明いたします。

氷川町が当事者となる不正利得返還請求控訴事件に関し、別紙のとおり和解することについて、地方自治法第96条第1項、第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としまして、事件名「令和元年（ネ）第720号 不正利得返還請求控訴事件について」福岡高等裁判所から和解勧告がなされ、和解条項案が示されたことにより、本事件について訴訟上の和解をするため議会の議決を経るものでございます。

2枚目をご覧ください。

2、当事者控訴人（第1審被告）熊本県宇城市松橋町南豊崎585番地医療法人社団 本田会ほか1名。被控訴人（第1審原告） 氷川町ほか5名

3、和解条項案（1）本田会は氷川町に対し、本件和解金として424万1,754円の支払い義務があることを認め、これを連帯して令和2年12月14日限り、氷川町が指定する口座に振り込む。

（2）氷川町はその余の請求をいずれも放棄する。

（3）当事者はこの和解条項に定めるもののほかに、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

（4）訴訟費用は、1審2審とも各自の負担とする。

という、和解案の内容となっております。

これで、議案第39号、和解について説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、濤岡美智代さん。

○企画財政課長（濤岡美智代さん） 認定第1号、令和元年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度氷川町一般会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

決算の認定につきましては、配付しております別冊の資料、令和元年度における主要な施策の成果に関する調書の中で、事業の内容等を詳しく記載しておりますので、決算の概要について説明させていただきます。

まず、決算書の歳入の1から2ページをご覧ください。5款、町税であります、

予算現額、調定額、収入済額は省かせていただき、次の不納欠損額は５項、町民税１８１万１,９８８円、１０項、固定資産税４００万８,７００円、１５項、軽自動車税２１万２,４００円であります。また、収入未済額は、５項、町民税１,５２９万５,８７１円、１０項、固定資産税２,５２９万３,１８３円、１５項、軽自動車税２７５万５８９円でございます。

続きまして、３、４ページをご覧ください。５５款、分担金及び負担金、１０項、負担金の収入未済額４４万７,３４０円の主なものは保育料でございます。６０款、使用料及び手数料、５項、使用料の収入未済額１２８万７,７３０円の主なものは住宅使用料でございます。

続きまして、５、６ページをご覧ください。９５款、諸収入、２０項、雑入の収入未済額５万円は、すこやか赤ちゃん出産祝金の返納金でございます。９９款、５項、町債で、予算現額と収入済額との差３億５,４８０万円につきましては、繰越事業などに係る予算現額と事業費確定に伴う実際の借入額の差額の合計でございます。特に令和元年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、中国で製造している部品が納入困難となり、防災行政無線デジタル化更新整備事業が繰越事業となったことにより、差額が大きくなったものでございます。

次に、歳出でございます。７、８ページをご覧ください。３０款、５項、商工費の翌年度繰越額８０万１,０００円につきましては、繰越事業でありますプレミアム付商品券事業分でございます。

３５款、土木費、次の９から１０ページをご覧ください。１０項、道路橋りょう費の翌年度繰越額１億１,８１８万６,０００円は、町道北川反甫北鹿野線道路改良事業など６事業分でございます。１５項、河川費の翌年度繰越額、３,３００万円は、島崎川河川改修事業分でございます。

４０款、５項、消防費の翌年度繰越額２億１,６０６万９,０００円は、防災行政無線デジタル化更新整備事業など２事業分でございます。

４５款、教育費、２０項、社会教育費、翌年度繰越額１,０６９万１,８００円、野津古墳群買上げ事業分でございます。

続きまして、１５７ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額７４億７２６万２,７０４円、歳出総額７０億９,９８８万７７１円、歳入歳出差引額３億７３８万１,９３３円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額１,５８７万６,８００円を控除いたしまして、実質収支額は２億９,１５０万５,１３３円となります。

次に、１５８ページをご覧ください。財産に関する調書でございますが、増減があった主なものについてご説明致します。

159ページから160ページをご覧ください。1、公有財産でございます。

(1) 土地及び建物ですが、総括表のほうでご説明いたします。一番左の区分の欄、行政財産の中央にあります公共用財産の公営住宅ですが、右の2つ目の土地の決算年度中、増減高6,837.48平方メートル増加しております。主なものは、3箇所の仮設住宅を県から町が譲り受けた町有住宅としたことにより、建設地を公営住宅敷地としたものでございます。

また、さらに右へ3つ目の建物の木造、決算年度中、増減高1,128.03平方メートルの増につきましても、土地と同様に仮設住宅を町有住宅としましたのでその増加分と、老朽化した町営住宅の解体分を相殺しての数値でございます。

その3段下になります公共用財産のその他の敷地の土地で決算年度中、増減高3,477.56平方メートルの減及び、さらに4つ下の普通財産の土地3,886平米の減は仮設住宅の町営住宅への移行に伴うものでございます。

下から3段目の普通財産その他土地決算年度中、増減高6,565.10平方メートルの増加の主なものは、宮原防災公園用地及び氷川排水機場用地を取得したものでございます。

161ページから164ページは、明細になりますので省略させていただきます。

168ページをご覧ください。2、物品でございます。20万円以上の物品の数量を掲載しております。令和元年度に異動がありました分について、決算年度中、増減高で数値を記載しておりますのでご覧ください。3の債権につきましても、奨学資金貸付金の貸付及び償還が行われており、令和元年度末現在高は295万5,000円となっております。

169ページをご覧ください。4の基金でございます。財政調整基金の決算年度中、増減高が1億6,892万6,000円の減となっております。一般会計の財源として4億2,000万円を取り崩し、また地方財政法第7条第1項の規定による積立を含め2億5,107万4,000円を積み立てたものでございます。合併振興基金の6,118万2,000円の減につきましては、行政区活動活性化交付金などのソフト事業へ充当し、財源としたものでございます。竜北物産館運営基金1,280万円の減につきましては、竜北物産館の備品や修繕料の財源として1,559万6,000円を取り崩し、また279万6,000円を積み立てたものでございます。平成28年熊本地震復興基金は、住宅リフォーム等促進事業補助金、災害復旧に充当しましたので、102万1,000円の減額となっております。令和元年度に創設した森林環境譲与税基金は、歳入で受け入れた森林環境譲与税69万2,000円のうち、森林の保全事業に要した費用を差し引き、68万3,000円積み立てております。

以上で、令和元年度氷川町一般会計歳入歳出決算書の認定についての概要説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 認定第2号、令和元年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見書をつけて議会の認定に付するものでございます。

歳出の主なものをご説明いたします。1、2ページをお開きください。歳入につきまして、5款、国民健康保険税に対する不納欠損額が1行目のD欄、1,314万6,677円となります。

10ページをお願いいたします。主なものといしまして右から3列目の不納欠損額の7行目15節、医療給付費滞納繰越分882万7,158円で、昨年より500万円ほど増加しております。1行目の全体では、約750万円でございます。滞納処分にあたって処分財産なし、生活困窮、所在不明などによる執行停止や時効消滅の処理件数が前年度より20件ほどの増加に伴い、不納欠損処分額が増えました。また右から2列目の歳入未済額、いわゆる滞納額のほうは1行目の約4,950万円となり、前年度より1,660万円減少した結果となっております。

同じページの歳入5款、国民健康保険税の歳入済額は右から4列目の1行目、4億1,531万5,617円となります。そのうち5目と10目の5節から10節、現年課税分の歳入済額の合計額は3億9,888万1,649円で、収納率96.59パーセントとなります。ちなみに、県の平均は93.14パーセントでございます。15節から20節までの滞納繰越分の収入済額の合算額は1,643万3,968円で、収納率25.28パーセントとなっております。

続きまして、15、16ページをお開きください。歳出の大半を占めます10款、保険給付費の支出済額、下から1行目、12億9,114万809円は、前年比3.47パーセントの減となっております。

25ページをお開きください。実質収支に関する調書です。上から歳入総額21億7,544万1,050円、歳出総額18億8,204万2,713円、歳入歳出差引額2億9,339万8,337円です。

次の26ページをご覧ください。財産に関する調書です。国民健康保険基金の決算年度末残高は7,438万3,752円となっております。

以上で、認定第2号、令和元年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 11時半まで、暫時休憩いたしたいと思います。

—————○—————

休憩 午前11時25分

再開 午前11時30分

—————○—————

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

福祉課長、山本昭義君。

○福祉課長（山本昭義君） 認定第3号、令和元年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見書をつけて議会の認定に付するものでございます。

今回、内容につきましては合同委員会でご説明いたしますので、ご了承願います。

以上で、認定第3号、令和元年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、野田俊明君。

○建設下水道課長（野田俊明君） 認定第4号、令和元年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見をつけ議会の認定に付するものでございます。

決算についての主な内容は、後ほど開催されます合同委員会のほうで説明させていただきますので、以上で認定第4号、令和元年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 認定第5号、令和元年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

内容につきましては合同委員会にてご説明いたします。

以上で、認定第5号、令和元年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 同意第2号についてご説明をいたします。

次の者を氷川町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所 熊本県八代郡氷川町吉本58番地。

氏名 豊暉原 素峰。

生年月日 昭和34年4月30日生まれでございます。

同氏は、平成20年11月から、教育委員会委員としてその職に就いていただいております。職務をしっかりと整理をしていただいております。現在3期目でございます。教育に対する熱意が強く、温厚で実直な人柄が示すとおり、献身的にその職務にご尽力をいただいておりますので、今後も教育委員としての活躍が期待できます。再任いたしたく同意をお願いするものでございます。

○議長（米村 洋君） 次に、決算の認定について、監査委員から審査意見書が提出されておりますので、その説明を求めます。

監査委員、島田博行君。

○代表監査委員（島田博行君） それでは審査を実施いたしましたので報告いたします。

審査意見書の最終ページ、31ページをお開きください。令和2年7月16日付で、町長より審査に付されました令和元年度一般会計歳入歳出決算及び各特別会計決算について審査しましたので、その結果及び意見を申し述べます。

各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、各課より提出いただいた主要な施策の成果に関する調書ほか関係書類をもとに各担当課より事業内容、事務処理等について聴取しながら審査を実施いたしました。提出された決算書類は、いずれも地方自治法施行規則に示された様式に基づいて作成されていて、各決算の数値についても適正であることを認めます。

続きまして、予算の執行について意見を申し述べます。2ページの第1表から3ページの第3表に記載しましたとおり、一般会計と各特別会計の歳入歳出決算額の総額は、歳入が121億3,970万2,681円、歳出が113億7,659万6,273円であります。歳入の収納率は98.9パーセント、歳出の執行率は93.6パーセントで、翌年度への繰越額を差し引いた執行率は96.7パーセントとなっています。歳出予算の執行率を各会計別にみますと、一般会計92.5パーセントで翌年度繰越額を差し引いた執行率は97.3パーセント、国民健康保険特別会計94.9パーセント、後期高齢者医療特別会計98.3パーセント、介護保険特別会計96.1パーセント、下水道事業特別会計93.9パーセントで翌年度繰越額を差し引いた執行率は96.9パーセントとなっています。

予算執行において、目間内の流用が一般会計において1件、節間内の流用が一般会計において6件、介護保険特別会計で1件発生しています。大半が想定外、緊急的な事案と思われますが、一般会計の節間流用で事務ミスによるものが1件発生しています。なお、予備費の充用はありませんでした。

次に、財政運営について報告いたします。実質収支の状況については、4ページ以降の各会計ごとに記載しているとおりであります。一般会計の実質収支比率は11ページの第14表をご覧ください。14表の財政指標に記載のとおり平成30年度10.9パーセントが、令和元年度は7.2パーセントとなり、3.7パーセント減少していますが、令和2年版地方財政白書における、平成30年度決算の市町村平均4.0パーセントを上回っています。財政構造の弾力性の指標である、経常収支比率は96.4パーセントで、平成30年度より3.2パーセント上昇しています。これは公債費が前年度比1.9パーセント、繰出金が前年度比1.2パーセント伸びたためと思われます。一般的に市町村にあっては、適正水準が70パーセントから80パーセントが望ましいと見られていますが、令和2年版地方財政白書における平成30年度決算によると、経常収支比率が80パーセント未満に5.5パーセント、80パーセント以上90パーセント未満に36.1パーセント、90パーセント以上に58.4パーセントの市町村が位置しています。

財政力指数は、令和元年度0.29パーセントで、前年度より0.01パーセント増加しています。自主財源における町税及び国民健康保険税の不納欠損額と収入未済額は合計で減少していますが、税の公平性を保つためにもさらなる徴収対策を講ずる必要があると思われます。

今後も産業の振興、生産年齢人口の増加など、定住化等に努力され、課税客体の増加に努められることを望み、将来にわたり安心・安全なまちづくりができる財政運営をお願いしたいと思います。

以上で、審査報告を終わります。

○議長（米村 洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

議案第31号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第32号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第33号について、質疑ありませんか。

吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 委員会に付託されますので、ここでお尋ねしたいと思います。

歳出13ページに10款、総務費、13目、振興局費になっているかと思いますが、報償費でペルー支援衣類送付協力謝金だったですかね、が出されていますが、これの発生理由。それから同じく委託料で送付作業委託料が組まれています、この2つについて理由をいただきたいと思います。

もう1点は、需用費で先ほどはコロナ感染症対策で需用費は水道の蛇口レバーへの交換というふうに言われましたが、全てそうなのでしょうか。委員会で聞ける部分もあるのですが、もう少しその点を聞かせていただきたいと思います。

以上3点。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、前崎誠君。

○地域振興課長（前崎 誠君） 13ページの振興局費、7報償費ですが、ペルー支援の衣料の送付協力御礼ということで、振興課のほうで昨年ペルー支援の衣料、古着の収集を12月と1月に行いました。この協力御礼というのは、ペルー共和国の平岡会長さんとの連絡調整をしていただくため、熊本県国際交流専門員の松本様に協力をしていただいております。1月にペルー輸送のため平岡様の指示事項を翻訳と連絡等をしていただいております。そういったなかで、謝礼金を今回組んで進めるもので、輸送にかかる協力として1万円の5回分ということで、今回予算計上をしたところでございます。

○議長（米村 洋君） 課長、松本さんなの。

○地域振興課長（前崎 誠君） 松村様です。

○議長（米村 洋君） 今、松本さんて言ったんじゃないの。

○地域振興課長（前崎 誠君） すみません、失礼しました。

あと一つは予算の組替えのこの54万円のことだったと思いますので、当初、氷川町では平岡様の電化製品を輸出するのにあわせて一緒にそれで送れるということで考えて、衣類古着の収集をしたところですが、令和2年2月28日に平岡様の輸送の船便では送れないということが判明しまして、そのあと東京のペルー大使館を通じて送れるということになりましたので、今、その作業を進めているところでございますが、当初、平岡様の船便で送るということでしたのですが、今回それではできないということですので、町の方で貿易会社に頼んで、輸出の輸送の税関までの書類の作成とか国内輸送費、それと国内での消毒作業、それと現在のところ博多港からペルー共和国の首都リマのカラオ港まで送る船便もあわせたところで、今回、当初予算で郵便料で組んでおりましたので、予算の組替えをいたしまして委託業務費を今回54万円、組ませていただいたところでございます。

あと1つが、新型コロナウイルス関連で公共施設の男性トイレの自動水洗化ということで、センサーにより水を流すということでその部分と、手洗い場を自動センサー化しまして自動で水が出るようなことを公共施設の部分を今回、地域振興課が関連している部分を含めて、予算化をしているところでございます。詳細については委員会でもた詳しく説明したいと思います。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 最後に言われたこの需用費の関係は、先ほど企画課長が言われたので大まかに今言われた水道の蛇口、全体はそうですかということですので、あとでお答えいただければと思います。詳細は、今言われたように委員会で関係するところは聞きたいと思っています。

先ほどのペルー支援、正直言いまして、もう済んだと思っていたんですよ。「え、まだ送られていなかったのかな」というのがあって、これ聞くんですが、いろいろお世話をいただいた方にお礼をするということで、この5万円は組んだんだということが分かりました。ペルーに送る作業を委託料ということで、予算計上をされているわけですが、これは今言われたのでいけば送料込みで、もうこれで現地に着くということで理解していいのでしょうか。それだけ聞かせてください。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、前崎誠君。

○地域振興課長（前崎 誠君） 今、吉川議員さんが言われたとおり、今回業務を委託するので、国内から海外への輸送分を含んで全て終わるところで考えております。現在の予定では、委託業務費を今回議決していただきますので、今の目標スケジュールでいくとおよそ100日、約3カ月半ぐらいかかるということで今見込んでおります。

終わります。

○6番（吉川義雄君） はい、分かりました。

○議長（米村 洋君） 質疑ないですか。

西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） 本議会前に議員控室で議長のほうから質疑も質問もよろしいですということでしたので、ちょっと範囲を広げた質問をさせていただきたいと思いますが、まず1つが合併特例債の件です。それともう1つは、この新型コロナの対応のことで質問をさせてください。常任委員会の管轄外のところもありますので、その点をお尋ねしたいのですが。

まず1つが、今回町債は6,100万組まれております。昨年が3億ぐらいだったですから、今年の補正を合わせまして今年度は約2億、6,100万円が加わって約2億が補正を組まれることになります。監査委員さんからの指摘と講評もあり

ましたけれども、類似団体を比較してみますと、これは熊本県の決算統計がアップされておりますので、和水と南阿蘇村を見てもみたら氷川町はその率よりも低い数値になってます。ただし、この実質公債比率も将来負担比率も昨年より上がっていると。これは緊防債も合併特例債の償還が始まっているということもあるのですが、これは有利な起債と思いますので、ここは満額使う計画だと思いますが、まず1点が合併特例債が多分あと5年延長になるという報道ですから、これを延長するかどうか。あといくら合併特例債が残っているのか。それと、この金額の起債枠をこの金額をどういった計画を立てられているのか、その点、合併特例債のことをお伺いいたします。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、濤岡美智代さん。

○企画財政課長（濤岡美智代さん） ただいまの西尾議員のご質問でございますが、あと何年借入れできるのかという件でございますが、現在令和2年度まででございます。国の期間延長に伴いまして、今年度末までに氷川町建設計画を変更いたしまして、あと5年借入れ可能とする予定でございます。そして、借入れ可能額はというご質問でございますが、約8億円でございます。この活用事業につきましては、現在予定されております。

以上でございます。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） 具体的な計画というのは、まだ明らかにはできない。ざっくりした計画というのは立てているけれども。立てておんなさるわけですね、分かりました。

2点目、よろしいですか。この点は23ページをお願いいたします。この新型コロナの応援金と助成金なんですが、まず商工会に加入していない人たち、事業者に対してどういった広報をやるのかどうか。それがまず第1点なんですが、説明の中に委任払いもオッケーということだったものですから、そういった形を取る人が出る可能性が高いかなと思うのですが。この説明の中では補助率が80パーセントと90パーセントということですから、結構な希望者が出てくるとは思うのですが、これ予算を見ても一般財源で1,000万円充当されておりますが、期限を設けて溢れたときには、また再度補正で対応するのかどうか。その2点をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、前崎誠君。

○地域振興課長（前崎 誠君） まず1点目はこういった周知をするのかということではよろしいですか。両制度とも10月の広報紙にチラシ等で商工業者並びに住民の方にお知らせするように予定をしております。また、感染症対策商工業事業所予防対

策応援金につきましては商工会のほうが9月末に役員会があるということですので、そういった中でもこういったことで制度を設けましたので、使って下さいということと、リフォーム事業等につきましては、本年4月1日以降に実施済のリフォーム等も対象としますので、そういったやつも周知をしっかりとしたいと思います。委託払いの制度についてはそういった気持ちでおります。

氷川町新型コロナウイルス感染症予防対策機器購入費の助成につきましても、個人の申請並びに委任払いを可能としております。この委任払いをするにあたって、業者さんに周知をして事前に9月中にお話をしたいと思っております。委任払いの制度についてはそういった気持ちでおります。

それと議員さんが言われました、申請が多ければどうするのかということでしたが、その前に商工会会員だけなのかということでしたが、商工会会員とは限っておりませんので、対象となる店舗は氷川町内に店舗を有して事業を営む施設で、商工業者から1回の申請でということで、考えております。

それと予防対策機器購入助成金につきましては、2月26日ぐらいまでの申請予定にしておりますので、助成金の申請の状況により検討したいと思っております。今、現時点ではですね。一応、町内の全部の世帯の約5パーセントで200件ということで見込んでおります。助成金の申請状況に応じて検討したいと思っております。

終わります。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 町長に聞けるのはこの場しかないもので、1つだけ17ページ、課長の答弁のあとに町長のご意見を聞きたいと思います。

民生費ですけれども、敬老会が中止になって敬老会の予算、記念品194万5,000円は、これは全額減となっていると思いますが、いろんな行事が中止になってきて、やってほしいなという声もあるんですね。ただただ、今の状況では万が一ということはあるので、仕方ないんじゃないですかという話もしているのですが、記念品を減額した理由、何か代替えを考えなかったのかどうか。これ、課長がお答えいただいて、町長の意見も聞かせてください。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、山本昭義君。

○福祉課長（山本昭義君） 敬老会のほうは、中止ということで敬老会予算のほうは今回減額しておりますけれども、コロナウイルス感染対策用品としまして敬老会の賞品と代わるものとして、今回エコバックのほうを記念品として準備する予定としております。それにあわせて、除菌ティッシュと今まで敬老会に配ってございました冊子のほうも準備しまして、その冊子の中にコロナウイルス感染の対策関係を入れ込みまして、配付を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 今、課長がお答えしたとおりでございますけれども、本来ならば先人の皆さまをお集まりいただきまして、慰労する敬する式典を行うべきところでございますが、このような状況のなかで式典を取り止めた。じゃあ取り止めたままでいいのかと、やはり私たちの気持ちというのは伝えにやならんということで、今課長が申し上げましたとおり記念品とそれから毎年作っております冊子でございますね、名簿が入った分、そこに私のお祝いの言葉を入れてお贈りしたいなというふうに思っております、直接お会いして、直接お言葉を掛けるのが一番よろしいんですけれども、こういった時勢でございますので、そういった方法で私たちの敬老の気持ちを伝えたいというふうに思っております。よろしゅうございましょうか。

先ほど西尾議員のほうからもちっとお尋ねがありました、今の予算で足らなかったらどうするのかという話がございします。早い者勝ちというわけにはまいらないというふうに思っております、必要な人には必要な器具をお届けするのが今回の元々の趣旨であろうというふうに思っておりますので、先ほど課長が申し上げましたとおり、執行の状況を見て、また一般財源を投じてでもやはり予算を確保していきたいなというふうに思っておりますので、ぜひ、皆さま方のご理解もいただきたいなというふうに思います。

○議長（米村 洋君） ほかに、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） これで質疑を終わります。

次に、議案第 34 号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 35 号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 36 号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 37 号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 38 号について、質疑ありませんか。

吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） これも委員会が違いますので、お尋ねします。

今回、指名競争入札にされました。何社指名されて、入札に何社が参加をしたのか。そして、当然ですが落札金額が分かるわけですが、後日で結構です、結果についての資料をできれば渡していただきたいと思います。指名にして、何社これに参加をしたのか。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、濤岡美智代さん。

○企画財政課長（濤岡美智代さん） 指名した業者でございますが、5社でございます。

5社の参加があつて、入札を行っております。

以上でございます。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 5社指名して、5社応札したということですね。

最後に、その資料について開札の結果についての資料を配付をいただきたいと思っています。その点、お願いします。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、濤岡美智代さん。

○企画財政課長（濤岡美智代さん） 開札調書につきましては、後ほどご準備したいと思っています。

○6番（吉川義雄君） よろしくをお願いします。

○議長（米村 洋君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑を終わります。

次に、議案第39号について、質疑ありませんか。

西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） 議案第39号ですが、実際の和解が提示されて和解ということになったわけなんです、実際のこの返還請求額が幾らだったのかという点と、一番最後に訴訟費用は各自の負担ということになっておりますので、この弁護士への負担額、この2点を教えてください。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、山本昭義君。

○福祉課長（山本昭義君） 不正請求額、今回424万1,754円、それにその分の40パーセント加算した分がありまして、それが169万6,701円、合計で593万8,455円になっておりました。それにあわせまして、不正請求額に対する遅延損害金としまして、民事法の利率としまして年に5分を加えるということになっておりましたけれども、そちらのほうも省いてしまつて424万1,754円ということになっております。

訴訟費用ですけれども、1審の着手金、2審の着手金、それと成功報酬、弁護士さんに支払う分につきまして合計で169万5,750円。それとまた、これから請求があると思いますけれども、福岡高裁までの交通費、旅費分、それとあと事務経費等がこれから請求になってくると思います。合計すると200万円までにはいかないんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（米村 洋君） ほかにありませんか。これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第31号から議案第39号までは、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号から議案第39号までは、議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

—————○—————

散会 午後0時06分